

社会福祉法人エミリー役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人エミリー（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人の職員を兼務し、かつ当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等は支給しないものとする。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 当法人の全理事の報酬総額は、一会計年度30万円以内とする。

2 当法人の全監事の報酬総額は、一会計年度16万円以内とする。

3 非常勤役員に対する報酬は、別表1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

4 評議員の報酬は、別表2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用)

第5条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、当法人業務のため出張する場合は、静岡乳児院旅費規程により算出された旅費を支給する。この場合、日当の額は院長と同額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、業務にあたった都度支給するものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は昭和58年4月1日より適用する。

この規程は平成7年11月1日より適用する。

この規程は平成27年4月1日より適用する。

この規程は平成29年6月21日から適用する。

別表1 非常勤役員の報酬

(1) 理事

用 務	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記のほか、当法人・施設業務に従事	5,000円

(2) 監事

用 務	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
監事監査業務等への従事	5,000円
上記のほか、当法人・施設業務に従事	5,000円

別表2 評議員の報酬

用 務	日 額
評議員会への出席	5,000円